

令和8年度保育所等入所申込み 提出書類チェックリスト

利用(希望)施設名	(歳児)※R8/4/1現在の年齢を記入		
教育・保育給付認定 子ども	氏名	生年月日	年 月 日生

申請・届出区分	☐ (1) 新規申請 (☐ 1号認定 ☐ 2・3号認定)
	☐ (2) 教育・保育給付認定区分変更申請(☐ 1号⇒2号 ☐ 2号⇒1号)
	☐ (3) 現況届 (☐ 継続利用 ☐ 転園希望)

※以下の書類は申込みや変更手続きに必要な書類です。書類がそろっていることをご確認のうえ、□にチェックをしてください。また、書類提出時、必要書類とあわせてこのチェックリストを提出ください。

※1号認定の場合、③の書類は不要です。

必要書類等 (詳しくは裏面の注意事項をご確認ください)			提出者		(未提出の場合) 提出予定日	
			父	母		
①教育・保育給付認定(変更)申請書兼保育所入所申込書(①・②の方)			☐	☐	いずれかに	
②現況届			☐	☐	に	
③ 保育が必要であることを証明する書類	※いずれも令和8年4月1日以降の内容について証明する書類を提出ください。		☐	☐		
	就 労 (予 定)	会社等に勤務	就労(内定)証明書	☐	☐	月 日
		自営業	就労(内定)証明書	☐	☐	月 日
		産休・育休中	産休・育休欄に記載のある就労(内定)証明書	☐	☐	月 日
		就労予定	就労(内定)証明書 ※就労(内定)証明書がもらえない場合は求職活動としてください。	☐	☐	月 日
	妊娠・出産(予定) ※産前産後8週		保育を必要としている事由申立書 母子手帳(母氏名・出産予定日記載ページ)の写し	☐	☐	月 日
	疾病・障がい		保育を必要としている事由申立書 診断書、障害者手帳等の写し	☐	☐	月 日
	看護・介護		保育を必要としている事由申立書 診断書、障害者手帳等又は介護保険被保険者証の写し	☐	☐	月 日
	災害復旧		保育を必要としている事由申立書 被災証明書	☐	☐	月 日
	求職活動 ※90日		保育を必要としている事由申立書 ハローワーク受付票等の写し	☐	☐	月 日
	就学・職業訓練		保育を必要としている事由申立書 在学証明書等の写し、授業時間がわかるカリキュラム等の写し	☐	☐	月 日
	虐待・DV		保育を必要としている事由申立書 ※添付書類についてはご相談ください。	☐	☐	月 日
	保育必要量を変更したい方		保育必要量(保育時間)の変更申立書 ※該当しない場合があります。裏面をご確認ください。	☐	☐	月 日
	④ 所得を証明する書類	令和8年1月1日以前から平川市に住民登録がある方	年末調整、確定申告、住民税申告済みの方は書類の提出は不要です。 (未申告の場合)申告書の写し	☐	☐	申告済の場合 月 日
		令和8年1月1日現在、平川市に住民登録がない方	※マイナンバーをお持ちでない場合 令和8年度所得課税(非課税)証明書 (令和8年1月1日現在、住民登録のある市区町村で発行)	☐	☐	月 日
※マイナンバーをお持ちの方は不要です。 ※継続利用の方は不要です。			☐	☐	マイナンバー所持の場合 継続利用の場合	
⑤ その他の書類	障がいをお持ちの方	障害者手帳、特別児童扶養手当の受給を証するものの写し	☐	☐	月 日	
	離婚前提別居中で調停、裁判中の方	調停期日呼出状の写し、家庭裁判所における事件係属証明書等	☐	☐	月 日	
	生活保護受給中の方	生活保護決定通知書等の写し	☐	☐	月 日	
	令和8年4月1日現在で0～2歳の子どもが入所する方	保育所等保育料無償化適用申請書	☐	☐	月 日	

※③～⑤の書類をきょうだいに添付した場合、その氏名 ()

(裏面もご確認ください)

(注意事項)

1. 提出先

●申請・届出区分が(1)の場合

1号認定の場合は利用を希望する施設に、2・3号の場合は市担当課に提出ください。

●申請・届出区分が(2)または(3)の場合

現在利用中の施設に提出ください。転園希望の場合は施設に連絡のうえ、市担当課に提出ください。

2. 申請・届出区分

(1)～(3)のいずれかに☑してください。

3. 必要書類等

●①申請書または②現況届及びこのチェックリストはお子さん1人につき1枚必要です。

●③～⑤の書類については、きょうだいと同時に利用する場合、上のお子さんに添付し、チェックリスト下欄に、添付したお子さんの氏名を記入してください。

●**必要書類がそろっていない場合は認定できませんので、必ず提出ください。**

●③保育が必要であることを証明する書類について

- ・ いずれも令和8年4月1日以降の内容について証明する書類を提出ください。

※就労期間等が令和8年3月31日以前で終了する証明書等を提出された場合は、認定することができません。4月1日以降の就労が未定の場合は、求職活動で申請し、内定され次第、就労(内定)証明書に差替えてください。

なお、教育・保育給付認定後に差替える場合は変更申請が必要となります。

- ・ 育児休業を理由とする場合、育児休業取得時に、すでに保育所等を利用している児童がいて、継続利用が必要である場合のみ認定可能です。
- ・ 妊娠・出産を理由とする場合、産前・産後8週のための認定となります。産前・産後8週以外の期間の入所を希望する場合、その他の保育を必要とする事由がなければ認定することができません。
- ・ 疾病等を理由に診断書を提出する場合、病名、症状、自宅で保育が困難(介護・看護が必要)な状態であること、通院・入院・療養に要する期間等、具体的に記載があるものを提出ください。
- ・ 月120時間未満の就労または就学・職業訓練を理由とする方のうち、次に該当し、保育必要量(保育時間)の変更申立書を提出した場合、保育必要量の変更が認められます。

1月あたりの就労または通学日数が12日以上であり、

① 就労証明書に記載のある就労時間が短時間認定では間に合わない場合

(例)就労時間 8:00～15:00 利用する施設の短時間認定時間 9:00～16:00

② 通勤時間を含めると就労証明書に記載のある就労時間が短時間認定では間に合わない場合

(例)就労時間 9:30～15:30 通勤時間30分 利用する施設の短時間認定時間 9:00～16:00

※時間外勤務等が頻繁にある場合は、就労(内定)証明書に、時間外勤務の平均時間及び1月当たりの時間外勤務日数についても記載をお願いしてください。証明書に記載がない場合は1月平均勤務時間数により認定します。

また、季節によって就労時間が異なる場合は、お手数でもその都度就労証明書を添付のうえ、変更申請してください。

●④所得を証明する書類について

- ・ 父母の状況により、同居する祖父母(家計の主宰者である場合に限る。)の所得を証明する書類が必要になる場合があります。

●⑤その他の書類について

- ・ 入所するお子さん、父母、同居する家族に障害のある方がいる場合、障害者手帳等の写しを提出ください。
- ・ 離婚前提別居中の方のうち、離婚調停、裁判中の方は、それがわかる書類を提出ください。書類を添付できる場合、お子さんと同居する父または母(祖父母が家計の主宰者である場合は祖父母を含む)の課税額のみで保育料を算定します。

※申請書または現況届にも確認欄がありますので、忘れずに記載してください。

(市提出先) 子育て健康課子ども支援係

尾上総合支所、碓ヶ関総合支所

(問合せ) 0172-44-1111(内線1274～1277)

0172-55-5832(直通)